

議案第 85 号

新治地方広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
新治地方広域事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により，令和 2 年 3 月 31 日をもって新治地方広域事務組合から土浦市が脱退し，新治地方広域事務組合規約（昭和 52 年地指令第 56 号）の一部を変更することについて，同法第 290 条の規定により，議会の議決を求める。

令和元年 11 月 26 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

新治地方広域事務組合規約の一部を変更する規約

新治地方広域事務組合規約（昭和 52 年地指令第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「石岡市 土浦市」を「石岡市」に改める。

第 3 条の 2 第 2 項を削る。

第 5 条第 1 項中「12 人」を「10 人」に，「石岡市 3 人 土浦市 3 人」を「石岡市 4 人」に改める。

第 10 条第 1 項中「3 人」を「2 人」に改め，同条第 2 項中「，土浦市長」を削る。

附則

この規約は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。